

第1章 計画の趣旨及び背景と基本事項

- 1-1 計画の趣旨
- 1-2 計画の基本的事項
- 1-3 地球温暖化対策の取組状況



1-1 計画の趣旨

産業革命以降、私たちの生活が便利になるとともに、人間活動を主な要因として世界の平均気温は上昇しています。気温の上昇は気候変動*に影響を与え、海面上昇や洪水の発生など様々な形で顕在化しています。このままの状況が続いた場合、更なる気候変動によるリスクの増大が懸念され、地球温暖化対策の推進は、地球規模での喫緊の課題となっています。

世界では、2100年までに産業革命以前に比べて平均気温が最大で5.7℃上昇すると言われており、令和3(2021)年のCOP26(国連気候変動枠組条約第26回締約国会議)では、気温上昇を1.5℃に抑制することが世界共通の目標となりました。

国では、令和3(2021)年6月に施行された、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正において、令和32(2050)年までのカーボンニュートラル*を基本理念に盛り込み、同年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画では、令和12(2030)年度の温室効果ガス*を平成25(2013)年度比46%削減することを表明しました。

また、地球温暖化の気候変動に対処するには、温室効果ガスを削減し地球温暖化を進めないようにするカーボンニュートラルなどの「緩和策*」に加え、地球温暖化が進んだ場合に予測される被害の回避や軽減を図るための「適応策*」が必要であるとして、平成30(2018)年度に「気候変動適応計画」を策定しております。

千歳市では、第3次千歳市環境基本計画において、地球温暖化防止のため、地球温暖化に関する啓発、省資源・省エネルギーに関する意識啓発、公共施設等への再生可能エネルギーの導入等の取組を進めてきましたが、地球温暖化対策の取組は急務であることから、令和4(2022)年2月7日「千歳市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、令和32(2050)年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しました。今後は、これまで取り組んできた温暖化の進行を抑制する「緩和策」だけでなく、気候変動の影響による被害を回避軽減するための「適応策」も併せて推進していく必要があります。

本計画は、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」と気候変動の影響による被害を回避軽減する「適応策」が一体となった計画とし、脱炭素社会を構築するための具体的な目標や施策を定めることで、市民、事業者、市が一体となってカーボンニュートラルを実現することを目的とします。



1-2 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」に気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」を組み込む形式で策定するものとし、国が示す地球温暖化対策などを踏まえ、千歳市の自然環境や経済・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等を推進するための総合的な計画です。計画は、計画期間に達成すべき目標、その目標を達成するために実施する措置の内容、施策等について定めることで、市民・事業者・市などの各主体が地球温暖化および気候変動への対策を推進する上での指針となる役割を持っています。

また、本計画の推進に当たっては、市の最上位計画である千歳市第7期総合計画や各関連計画等との整合・連携を図ります。

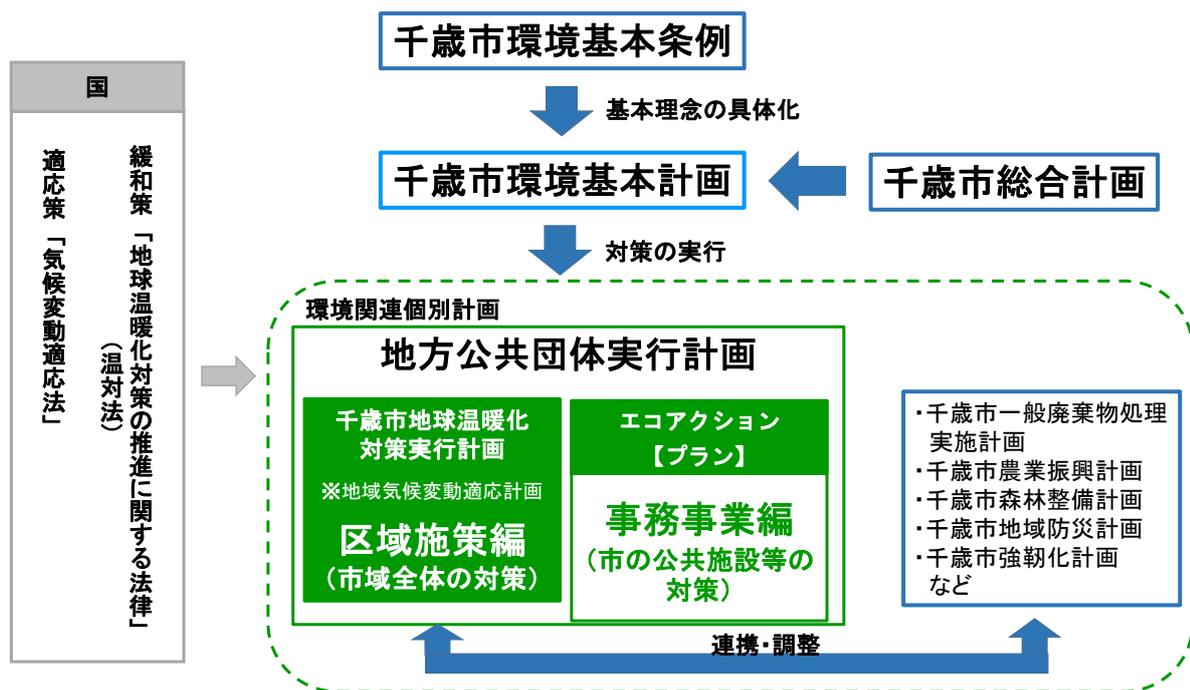


図 1-1 本計画の位置づけ

(2) 計画期間

本計画の期間は、第3次千歳市環境基本計画の終期と整合を図るため、令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までの7年間とします。また、環境や社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

(3) 計画の対象

1) 計画の対象範囲

千歳市全域

2) 温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項で定める7種類の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄及び三フッ化窒素）のうち、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）においては、中核市*未満の市町村は二酸化炭素（エネルギー起源CO₂）及び一般廃棄物*の焼却による二酸化炭素（非エネルギー起源CO₂）を対象とすることが特に望まれていることから、対象とする温室効果ガスをエネルギー起源の二酸化炭素（CO₂）及び一般廃棄物の焼却による二酸化炭素（非エネルギー起源CO₂）とします。



(4) SDGs と実行計画 (区域施策編)

SDGs* (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成 27 (2015) 年の国連サミットにおいて全加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。令和 12 (2030) 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

千歳市においても SDGs の 17 の目標に関連付けて施策を推進しています。地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) は、主に「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「13 気候変動に具体的な対策を」、「15 陸の豊かさを守ろう」、「17 パートナリシップで目標を達成しよう」などに関連しており、目標達成に向けて貢献していきます。



図 1-2 持続可能な開発目標 (SDGs) 17 のゴール

1-3 地球温暖化対策の取組状況

(1) 国際的な取組

平成 27（2015）年に、フランス・パリにおいて、第 21 回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定*が採択されました。

パリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

平成 30（2018）年に公表された IPCC*「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えることで、極端な高温の増加や海水面の上昇量、生態系に対する影響などあらゆる面で地球温暖化の影響が低くなると予測されています。そのため、CO₂ 排出量を令和 32（2050）年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、令和 32（2050）年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。



出典：資源エネルギー庁 WEB サイト

<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/tokushu/ondankashoene/pariskyotei.html>

図 1-3 国連気候変動枠組条約締約国会議 COP21 パリ協定

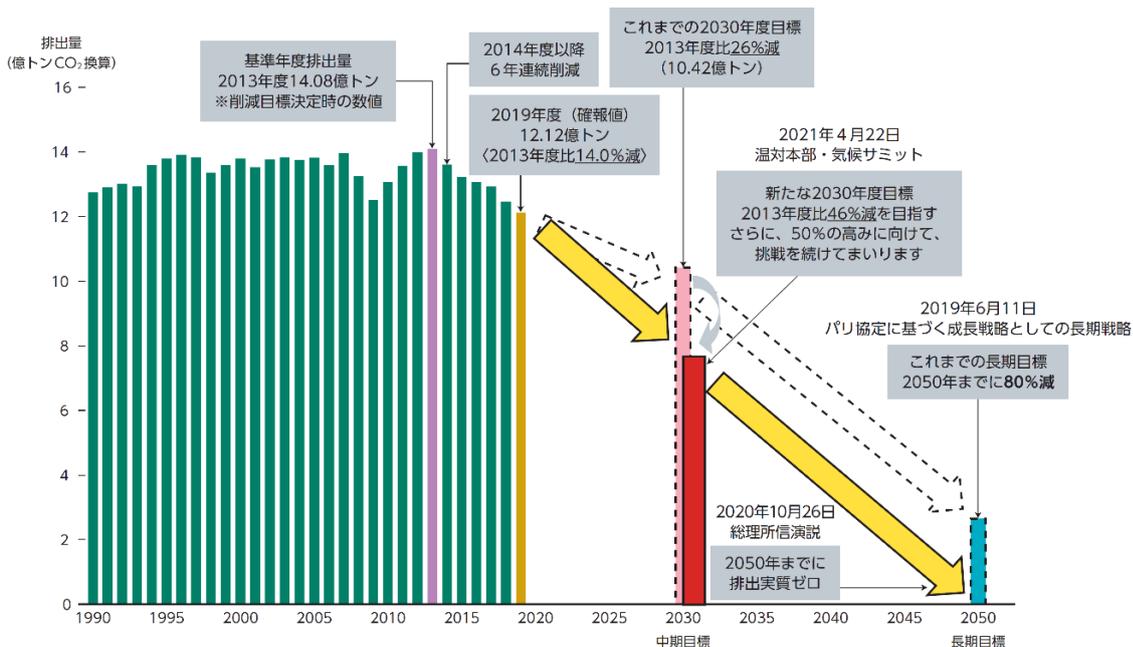
(2) 国の取組

国は、令和2（2020）年10月に令和32（2050）年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。加えて、令和3（2021）年4月には、地球温暖化対策推進本部の決定を踏まえ、米国主催の気候サミットにおいて、「2050年目標と総合的で、野心的な目標として、令和12（2030）年度に、温室効果ガスを平成25（2013）年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」ことを表明しました。

同年6月には再生可能エネルギーなどのクリーンエネルギー*を積極的に導入・拡大することで、環境を保護しながら社会経済を大きく成長させようとする「グリーン成長戦略*」が策定されました。

同年10月には、温室効果ガス削減目標が位置づけられた「地球温暖化対策計画」が策定されました。この計画では、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとし、目標実現のために、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していくことなどが示されています。本計画の基、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）についての改訂も行われ、政府は令和12（2030）年度までの50%削減（2013年度比）を各省庁の目標として掲げ、太陽光発電の設置、公用車の電動車への更新に取り組むことを閣議決定しています。

令和4（2022）年6月に化石燃料からクリーンエネルギーに転換することで産業構造や社会経済を変革し、成長につなげる「GX（グリーン・トランスフォーメーション）」を重点投資分野の一つとする「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」が策定されました。この計画では、国際公約達成と、我が国の産業競争力強化・経済成長の同時実現に向けて、今後10年間に官民協調で150兆円規模のGX投資を実現すると示されています。



出典：令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

図 1-4 地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策

政府実行計画の改定

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）
- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**（2013年度比）に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、新築建築物の**ZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。
※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30～40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車: 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合門庁舎5号館内のPETボトル回収機

出典：環境省サイト

図 1-5 政府実行計画の概要

また、気候変動への適応については、近年、集中豪雨や熱中症などさまざまな分野で気候変動による影響が全国各地で顕在化しており、今後、これらの影響が長期にわたり拡大する恐れがあることから、気候変動への適応を推進するため、平成30（2018）年6月に気候変動適応法が制定され、同年11月には気候変動適応計画が策定されました。



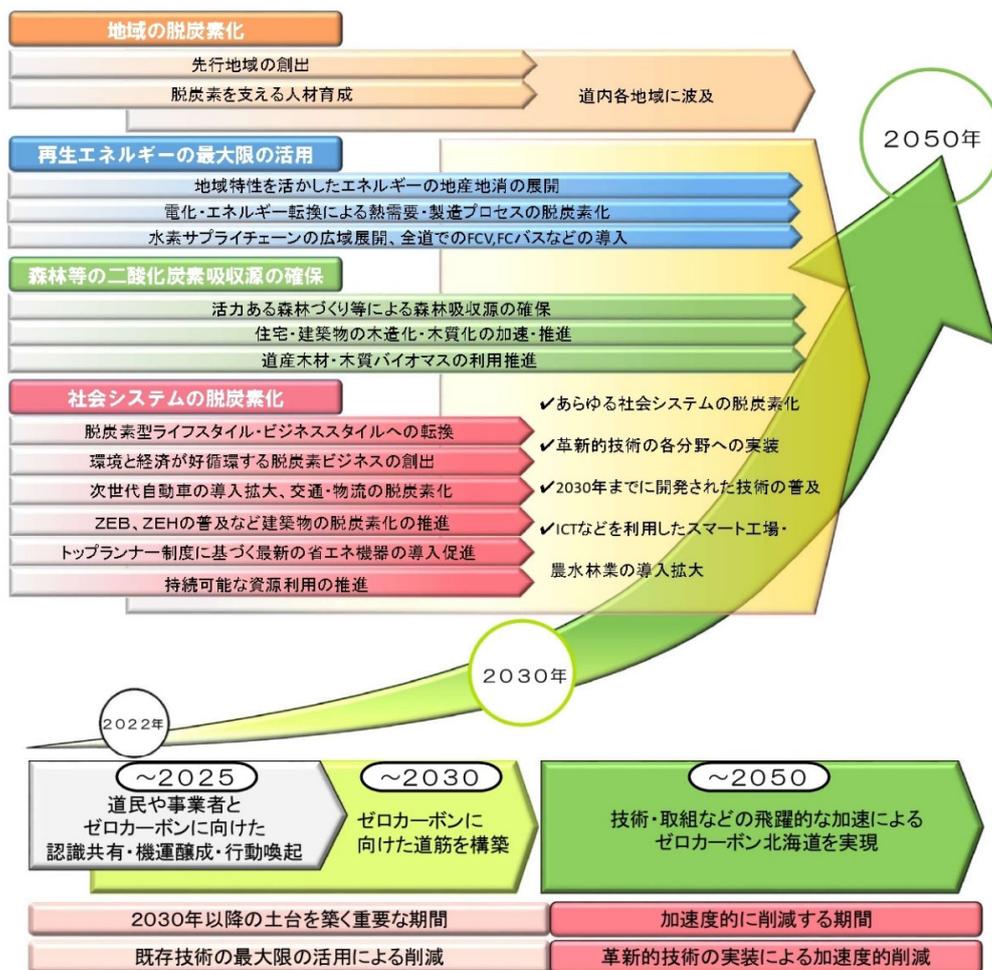
(3) 北海道の取組

北海道では、令和2（2020）年3月に「令和32（2050）年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす」ことを表明し、令和3（2021）年3月に「北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）」を策定しました。また、計画策定後の状況変化を踏まえ、令和4（2022）年3月に同計画を改定し、令和12（2030）年度の削減目標を平成25（2013）年度比で48%削減に見直しています。

再生可能エネルギーと森林吸収源*など、北海道の強みを最大限活用し、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを同時に進め、令和32（2050）年までに、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける北の大地「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた取組を進めています。

また、気候変動に対処する国内外での動きを踏まえ、平成30（2018）年9月に、「適応」の取組の基本的な考え方を示す「北海道における気候変動の影響への適応方針」を策定し、さらに地域特性や社会情勢の変化などに応じて、「適応」に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、令和2（2020）年3月に「北海道気候変動適応計画」を策定しています。

2050年までの「ゼロカーボン北海道」の実現へのイメージ



出典：北海道「北海道地球温暖化対策推進計画(第3次)[改定版]（温室効果ガス削減目標含む）」

図 1-6 令和32（2050）年までの「ゼロカーボン北海道」の実現へのイメージ

